

## 第8回 恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会理事会（会議録）

会議の名称 第8回恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会理事会  
開催日時 令和7年1月27日（月）午後7時00分から  
開催場所 岩村コミュニティセンター 2階 大会議室  
議題 （1）準備委員会設置要綱の改正について  
（2）課題No.11 スクールバスの運行に関すること  
公開非公開の別 公開

### 出席者

#### 委員

西尾 公男  
纒纒 佳恭  
山田 英明  
原田 英明  
若森 慶隆  
杉山 淳  
平林 道博  
安藤 常雄  
市岡 信宏  
荻山 勝（オンライン参加）  
後藤 琢磨  
成瀬 久志  
長谷川 一行  
園原 正明  
堀 雄二  
小笹 寿里

#### 教育委員会

岡田 庄二 工藤 博也 鈴村 幸宣 丸山 賴彦  
青木 茂 郷田 賢 纒纒 千尋 古川 晉久  
市川 太一 志津 博光 長谷川 榎

会議の内容 会議録のとおり

事務局 皆様、こんばんは。本日、お忙しい中、またお仕事等でお疲れの中、お集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより第8回恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会理事会を開会いたします  
本日の司会は教育委員会事務局の市川が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて進行させていただきます。  
まず、本日の出席状況でございますが、理事21名のうち13名、それからZoomでご参加の方が1名いらっしゃいますので、14名の方に出席いただいております。恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会設置要綱第7条第9項の規定により、本理事会が成立していますことを報告させていただきます。  
なお、この準備委員会のアドバイザーでございます岐阜聖徳学園大学教授の福地先生につきましては、本日都合により欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。  
本日の課題は、恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会設置要綱の改正と課題No.11スクールバスの運行に関するこの2件でございます。  
また、報告事項といたしまして、総務部会から5件、環境整備・PTA・コミス部会からの2件、教育活動・学校事務部会から1件の報告があります。どうぞよろしくお願ひいたします。  
会議に入る前に資料の確認をさせていただきます。  
事前に送付させていただきました資料といたしまして、まず次第、それからパワーポイントを2アップで印刷してございますホチキスどめの資料、それから資料1といたしましてスクールバスの資料、それから資料2といたしまして制服・体操服・かばん等に関わります資料、それから本日机上にて差し替えの配付をさせていただきました資料3、PTAの組織運営に関することです。  
それから、資料4といたしまして学校運営協議会に関する資料を配付させていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。  
不足等があられる方いらっしゃいませんか。大丈夫ですか。ありがとうございます。  
なお、本日もインターネットで音声配信を行いますので、皆様、ご承知おきのほどよろしくお願ひいたします。  
それでは、お手元にございます次第に沿って進めさせていただきます。  
まず最初に、理事長よりご挨拶を申し上げます。理事長、よろしくお願ひいたします。  
こんばんは。お仕事のお帰りと、そしてお忙しい中、理事会にご出席願いましてありがとうございます。最近はちょっと暖かい日も続いておりますけど、風邪等に気をつけていただきたいと思っております。  
また、去年の12月には、学校建設の安全、教育の場の安全を願う安全祈願祭が無事執り行われましたことをお知らせいたします。  
それでは、今日の会議は、事務局より説明がありましたが、承認事項、準備委員会設置要綱の改正、スクールバスの運行に関すること、そして報告7課題を議題としたいと思います。よろしくお願ひします。

- 簡単ですが、初めの挨拶とさせていただきます。
- 事務局 ありがとうございました。
- それでは、議事に入りますが、恵那南地区統合中学校準備委員会設置要綱第7条第8項の規定により、理事会は理事長が議長となると規定されておりますので、議事につきましては理事長に司会をお任せいたします。よろしくお願ひいたします。
- 理事長 分かりました。それでは、設置要綱第7条第8項によりまして議事を執行します。承認事項、恵那南地区統合中学校準備委員会設置要綱の改正について、事務局よりご説明を願います。
- 事務局 事務局の古川です。よろしくお願ひします。
- 資料のほう、1枚めくっていただいて上側、3ページのところです。
- 今回、準備委員会の設置要綱の改正ということで、前回の理事会の中で校歌や校章について、教育委員会事務局のほうで責任持って進めるようにという形で決定のほうをしていただきました。それを受けまして、これまで部会から幹事会に上げて、幹事会から理事会に上げるという流れだったんですが、事務局のほうで直接幹事会のほうに提案することができるような規定というのを追加させていただきたいということで、こちらのほうに上げております。
- 第8条、幹事会に関することの中で、現在第6項までございますが、第7項としまして、教育委員会は統合に必要な事項について幹事会へ提案することができるという形で、教育委員会事務局から直接幹事会のほうに提案できること。基本的には、事務局案につきましては部会のほうにも情報提供をして、その後、幹事会のほうに上げるという流れにはなるかと思いますが、この1項を加えさせていただきたいということで、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
- 理事長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いをいたします。
- 委 員 すいません。提案の理由については少し分かりましたけども、手続的な問題で3つほど問題があるのではないかと考えます。
- 1つ目は、設置要綱の改正というのをこの準備委員会の理事会で果たして審議して決定するのかどうかということについて、根本におかしいのではと。設置要綱というのは、教育委員会規則で教育長も含む教育委員会が決定した教育委員会規則ですよね。それをこの理事会でもって改正をするということは、手続的に、僭越というか、できないんじゃないかと思うんですけど、それが1点。
- 2点目は、条文の中に「教育委員会事務局は」という主語が入っていますけど、一般的に、設置要綱とか委員会規則とか見たときに、事務局がこんなふうに権限を持ったり役割を持つということが条文の中には書かれていることはないんです。一番最後に、基本的に組織とか委員会、組織とか運営の決まりなので、事務局はあくまでも裏方として、最終的にこれですと教育委員会の統合準備室というのがやるというふうに、そこへ行きつくんだと思うんです。何でこんなふうに条文の中で、教育委員会事務局というのが定義もされていないのに出てくる。出てくるのはおかしいのではないかというのが1点。

もう一点は、ここに教育委員会事務局とかありますけど、教育委員会事務局の定義は何ですか。教育委員会事務局といったら社会教育課も入るし、学校教育課も入るし、5人の教育委員以外の、市役所の教育委員会で事務やっている人たちも入るんじゃないですか。そんな人たちが、統合について必要な事項について幹事会へ提案することができるというような条文は、法令的におかしいのではないかと思います。

その件お願いします。

理事長 事務局、返答をお願いします。

事務局 ありがとうございました。今、この場で決めていくのは、確かに酷です。

本日お伺いしたかったのは、教育委員会の定例会というのが毎月ございまして、この中で当然、今回もしここで皆様が、こういうことならこれでいいんじゃないいかということで、やはり当然、教育委員会の定例会のほうにこういったものを諮って、そこで条文改正をしていく。教育委員さん、今、4人おりますので、この方たち、教育長含めて5人なんですが、そこの意見を聞いて、そこで審議をして、そこで、この条文をもし皆様が今日ご承認していただければ、最終的にはそこで変えていくと、そういう手続になります。

2点目と3点目は、これ、関連がありますけれども、今、確かに委員おっしゃったように、教育委員会事務局というのは非常に幅広いものでございまして、教育委員会事務局の中には、私どもが今おります学校統合準備室もあれば、文化課もあれば、学校教育課もあれば、いろいろございます。今回の統合に関して関わっているのが学校統合準備室になりますので、教育委員会事務局学校統合準備室という限定で訂正のほうをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

理事長 ただいま委員からの質問3点につきまして、事務局より説明がありましたけど、その説明でよろしいでしょうか。

委 員 申し訳ありません。私、別に統合に茶々入れようとかそういうのじゃなくて、教育行政としてきちんと筋を通していくようなことにしないと、なんかその場その場でやっているような感じがします。さっきの質疑ですけど、自分たちそのようにやっているんですけど。

もうあと統合まで1年ちょっとになった時期において、設置要綱を改正しとするというのはスピーディーではないといいますか、これから教育委員会を開いて審議審議していただくとなると、そんなことして間に合いますかね。

事務局 大丈夫です。

委 員 大丈夫?私は、第12条に、「この要綱に定めるもののほか、委員会、理事会、幹事会及び専門部会の運営に関し必要事項は、教育委員会が委員長、理事長、幹事長又は部会長と協議して、別に決める。」という事項があるので、それに乘じて、それにのっとって、運営のことですから、幹事会の、これだけの人に集まってもらってすぐに進めたほうが、教育委員会を待って、教育委員会の規則を改正して、公布もしにやいかんですね。時間もかかりますよね。こんな悠長なことしていないで、12条を規定して、もっと事務局が主体的になってや

りたいってことでやっていきやいいんじやないですか。

理事長 事務局

実は、そういった条文にはこういった文言が大概入っています。最初はこの 12 条を使って、幹事会のほうにこれだけの方に相談をして諮詢っていこうと思ったんですが、ちょっとやっぱり分かりにくいというのがあって、明文化したほうがいいかなという、そういう思いで、今回提案させていただきました。

ただし、今、委員おっしゃったように、もしこの条文というものが皆様方がご納得していただけるのであれば、この条文を使って、今後は学教統合準備室のほうから幹事会のほうにも諮詢っていけるというようなことをやっていきたいと思います。

ですので、今回、こういった承認事項として上げておりますけれども、条文第 12 条、こちらのほうで皆様がご納得をしていただけるということであれば、この条文を生かして、教育委員会事務局学校統合準備室は幹事会のほうに諮詢って、そのようにもう少し修正のほうを加えたいと思いますがいかがございましょう。

理事長

ただいま準備局よりご説明ありましたように、準備が間に合うかというような質問に対しても、力強く、大丈夫だと思いますと言われました。また、何かあれば、12 条を使って、今後とも幹事会へ出したりして進めていくという、ご意見をいただきましたので、その言葉を大事にして進めていきたいと思いますので。ほかにご質問はございませんか。どうぞ。

委 員

今回、校章とか、そういうことに関してこういうことが必要になったということですか。例えば、それ以外の問題がないときに自分たちの都合のいいように物事を提案されるとすごく嫌だなということが心配な点で、もうちょっと何か、今回、校章とかの件についてということだったんですけど、それ以外のことでも、教育委員会の都合のいいように提案できるということから、ちょっと嫌だなという懸念点はあります。

事務局

今のところ、考えているのが、校歌、校章、それから校訓。今回、課題見ていきますと、将来的ですが、例えば保存文書等の整理に関することというのが課題ナンバー 22 番で、教育活動・学校事務部会であるんですが、恐らくこちらについても、部会の中で議論してという問題ではなくなるかなという。今現在、私どもが考えているのは、校歌、校章、校訓、それから課題ナンバー 22 番の保存文書等の整理に関すること、多分これぐらいのことを考えています。

理事長 事務局

完全に教育委員会事務局で決めていくというものではなく、先ほども言いましたけど、部会にも報告をさせていただく。幹事会に提案できるよというもので、幹事会に提案したものについては幹事会で、その後、理事会で、最終的に決定は総会でという形になりますので、皆さんに審議されずに通っていくというものではなく、幹事会に提案できるという内容で出させていただきましたので、お願いしておきます。

- 委 員 もう一個だけ。もし、そういう追加ができるんであれば、保護者とか子供たちも統合に必要な事項について提案ができるというのも付け加えていただきたいなと思います。今、そもそも保護者と子供たちの意見を吸い上げる場所が全然なくて、その提案とかをすると、ここで話す場じやないですけど、いつもいろんな、部会でもですけど、もうちょっとそういう窓口をつくってほしいなというところがあります。
- 今後、統合していくに当たっていろんな問題点や課題が出てきたときに、統合に関するなどを、保護者から疑問、質問があることを聞いてくれる窓口の設置をずっと前からしてほしいと言っているんですけど、それを追加できるんだつたら、この改正の中に入れてほしいと思います。
- 理事長 事務局。
- 事務局 今の件の回答ですが、まだ、準備委員会については設置要綱がありまして、この中でどういった課題がこれ決められていますので、そのことに関して議論するのが準備委員会です。今、委員おっしゃった、例えば不安に思う事とかいろいろあると思うのですが、こちらについては教育委員会事務局のほうにお問い合わせとかいろいろありますので、全くそう言ったものを設置していないとかそういうのじゃなくて、もともとあります。ですので、その時点で相談をしていただければ、我々、対応のほうさせていただきますので、よろしくお願ひします。
- 委 員 申し訳ないんですけど、個別で対応していただいている中でも、結局、それが不安の解消につながっていないというところなんです。ちゃんと教育委員会の人たちや理事の人たちが聞いてくれるんだという事実をつくってほしいなと思っていて、こちらで聞きました、終わりで、解決されていないんです、何も。
- なので、こうやってこういう条項が改定できるんであれば、私たちの意見をちゃんと聞ける窓口をつくりますということも入れてほしいなと思います。
- 事務局 例えはどういうところですか
- 委 員 今、話せばいいですか。
- 例えばなんんですけど、教育委員会の方とか市長とかが話に来てくれたのは、保護者の方たちに向けて説明したのはたった一回です。現在どうなっているのか、どこが決まっていないのか、何が決まっているのかも全員が分かっているわけではないです。そういう説明を、例えば要所要所、1期ずつ、今この段階まで進んでいますよ、こういうことがありますよ、不安なことないですかというのを丁寧にやってきてもらえていないですよね。個人個人で電話くださればいいです、教育委員会の誰々に聞けばいいですといって、それって保護者の不満や不安が募っているという事実は知っていますか。
- 事務局 今、こうやって……。
- 委 員 ちょっと、私の本意はそういうところじゃなくて、今頃になって設置要綱の改正なんていうのんびりしたことをやつとては駄目だよと言いたかった。今まんま別にやっていけば、事務局が主導して、何から何まで全部皆で話し合っ

ちゃ決めるなんてことはできないし、専門委員会がいるんだもん。それこそ、そういう意見を尊重して決めていけばいいよちゅうことで、ちょっと不合理な条項を付け足す必要なんかはおかしいと言いたかったのが本意です。

今までどおりやっていけば、特に10条は、結局、細則をつくったり、内規をつくったりしてやってたことでしょう。つくりやいいんじやないの、こんだけの人、集めて。教育委員会開くたって、もう今月はできへんので、来月になるでしょう。2月の月末でしょう。だったら、今年度終わっちゃうじゃないですか。当然、協議もたくさん、進捗もあるので。

何で何か一々、そんな条文がおかしいから進まないようなことを言うけど、運用の問題だから・・・ということだけ言いたかったんです。

理事長 今、運用を早く進めるためには、手続にこだわらず、スムーズに行くように早くしっかりやれというお言葉だと思いますので、今言われましたような意見を参考にして、今後、また学校統合がスムーズに行くように事務局のほうで努力をしていただくようにお願いをして、そのようなことで、今後の動きを見て、よろしくお願ひします。

それでは、ほかにご質問。

委員 今、理事長がおっしゃったとおりだと思いますが、ちょっと自分も提案なんですが、12条あるので、これを使っていただければいいのかなというふうにはすごく感じたんです。

ただ、12条使うに関して、ちゃんと各部会のほうにこの項目についてはこういうふうでという説明をしていただいて進めていただければいいのかというのを、ちょっと今いろいろな方のご意見を聞いて思いましたので、それが一番ベストなやり方なのかなというふうに思いますので。

個人的な意見になってしまいますが、よろしくお願ひします。

理事長 ありがとうございました。

それでは、意見も出ましたようですので、お諮りをしたいと思います。恵那南地区統合中学校準備委員会設置要綱の改正について、事務局の提案のとおり承認される方は挙手をもってお願ひします。（発言する者あり）

委員 12条があれば要らないんじゃないのという・・・（発言する者あり）

理事長 では、今、意見が出ておりますので、12条を使って幹事会へ提案をさせていただいて、進めていくということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

理事長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、承認事項、課題ナンバー11です。スクールバス運行に関するについて、担当部会及び事務局より説明を願います。

環境部会長 何回か部会を開く中で、当初の案から変わってきたことがあります。それは、今日、最終的に集約がされております。

前までは、例えですが、大型のバス1回で運ぶところを、バスを中型なりマイクロにして2行路で運んで、それぞれの所要時分を短縮すること、あるいは現在のコミュニティバスの停留所等を基本に考えておりましたけども、

それよりも少し延長してほしいあるいは迂回をするようなことをして経由をしてほしいというようなことがありましたので、そういうことを踏まえた結果、これから事務局のほうから説明をいただきますが、カラーページで刷ったもの、これを中心にした案にまとめました。お願ひします。

事務局 それでは、環境部会の事務局から説明させていただきます。着座にて、すいません、よろしくお願ひします。

お配りしました資料1と書いてあるものを御覧いただきながら、説明させていただきます。

スクールバスの運行に関しましては、これは令和5年の11月から合計4回の協議を行ってきております。そして、昨年、令和6年3月の理事会で運行計画の案のご承認をいただいて進めてきたところでございます。

のことから、この資料の1のとおり、この10月に令和8年度に恵那南中学校に在籍していることが予想される現在の中1と小6、小5、この保護者に対しまして、意向調査をさせていただいております。

この資料の2ページにありますスクールバスの基本的な運行計画方針、そして3ページにありますスクールバス運行に関する考え方、これをお示ししまして、ルート図であったりバス停の写真つきの詳細、これを基に確認をしていただきました。

そして、意向調査の結果、それと相談会も開催しております、そのご意見を基に、最終的に1月10日、環境部会において、今回お示ししました運行計画等の調整を行いまして、まとめさせていただいております。

今回お示ししましたように、5ページ以降はそれぞれの地区ごとのルート図を、最終的に皆様から確認したものをお示ししております。

そして、11ページを御覧いただきたいと思います。

11ページ以降は、各ルートごとのバス停と所要時間と、あとは乗車人数等、これをまとめた表になります。これは意向調査の結果をまとめたものになります。

結果としましては、当初の予定どおり、全16ルートになります。

車両は、今回のこの調査を基に、中型バスが合計4台、マイクロバスが6台、ワゴン車が4台、小型ワゴンが2台、こういうものにまとめました。この中で、一番長いルートは、15ページにあります上矢作の3号車の串原の大野発のルート、これで49分というものになりました。

今回、全てのルート、この状況を、実際どれくらい皆さん乗車するのかなというものを把握させていただきました。乗車時間が20分以内の生徒は63%、そして30分以内は25%ということで、全体の約9割弱という方々がそれらの時間内で学校に通学できるという結果となっております。

今回、これでこの理事会で諮らせていただいておりますけれども、最終的には生徒の乗車場所の確認は、もう一度、令和7年度に改めて最終確認をさせていただく予定です。そしてまた、スクールバスの乗車、このシミュレーションも行いましょうよということは計画しております、これで通学の確認ができ

るよう進めていきたいと考えております。

バスの運行計画、このようにまとまりましたので、今回理事会のほうに諮らせていただきます。よろしくお願ひします。以上です。

理事長 ありがとうございました。ただいま資料を基に説明を受けました。ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問がありましたらお願ひをします。

委 員 すごく大変な作業をしていただいて、ご苦労さまですという思いです。

ちょっと1点お伺いしたいのは、相談会とかあったと思うんですけれども、そういう意見の内容がどのようにこのルート計画のほうに反映されたかというところをお伺いしたいと。本来であれば、多分、部会のほうでいろいろ審議された内容で、そこ、聞けばよかったですけど、ちょっと仕事等の都合で傍聴等もできなかつたので、どんな意見が保護者の方から出たのかとか、それからそれをどのようにこのルート計画に反映したのか、お伺いできればと思います。

理事長 事務局、お願ひします。

事務局 相談会開催させていただきまして、まず出た意見としましては、私たちはこの600メートルの範囲が大体乗車位置ですよというふうで考えていたんですが、そこではなく、もう少し、私たちはちょっと距離があつても、こちらのバス停から乗りたいよというご意見もございました。その場合は、ご本人さんのご意向ですので、そこについてはご意向どおりで大丈夫ですよというお答えをさせていただいております。

あと大きくは、上矢作のルートになります。資料の10ページを御覧いただきたいと思います。この中で、上12とか上13という増沢という地区のところがありました。これは環境部会の中でも、ここにいる子供たちの通学は、最初はもっと下のほうまで下りてくる予定だったんですが、道路が狭いということでもありますし、あと回転場所がどれくらい取れるかということがありましたので、ここは地域の方のご了解が得られれば、このように変更していただけるでしょうかという申出がございました。その結果、地域の方が、私のところの土地を使って転回しても大丈夫だよという確認が取れましたので、この位置までルートを伸ばさせていただくということが一つありました。

もう一つは、10ページの上矢作の中段にあります上04、島公民館とあるところになります。この辺りのところは、ここは実は川を挟んだ対岸までの道路を計画しておりましたが、対岸に行くにはやはり橋まで行くとするとかなりの距離があつて、迂回をしなきやならないということでしたので、ここをスタート地点にするバスルートも考えられないかという提案があったところ、このルートですれば業者も可能だということが分かりましたので、一部変更をさせていただいております。

主にこれらの3点、大きなところになります。よろしくお願ひします。

理事長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委 員 すいません。追加で。

自分もこの会に行って、相談会に参加して発言させていただいたんですけど

も、まず600メートルについてですけれども、動線、横断歩道を渡らないと、国道を渡らないと行けないバス停がある。かなり大きく横断歩道を迂回しないといけないというようなところがあって、この600メートルについて、直線距離でそのバス停なのかというところで、動線も含めた600メートルなのか、バス停までの600メートルなのかというところと、あと、降りたり乗ったりする場合に対して、その場所が安全な場所なのかという、停車場所について、危険じゃないんですかというような意見もちょっと出させていただいたんですけども、そういった内容のご検討はしていただいたのかということをお伺いしたいんですけど。

理事長 事務局、お願いします。

事務局 バス停の乗る場所によっては車の往来がある、そして今でもバス停の停留場があるところなんすけれども、この乗降に少し不安があるんじゃないかなという、たしかご意見だったと思います。その部分に関しましては、現在はそういう場所でもバスは運行しているというところもありますけれども、基本的に安全運行したいということもあります。

あと最終的に、また令和7年度のところで、運行計画をまとめる中でも具体的にもう少しその辺のお話のところで調整の必要なところもあるかもしれませんけれども、まずは今のバス停のところで安全を確保していきたいというふうな思いで進めていきたいと思っております。

委員 ありがとうございます。一点だけ、お願いがあります。バスの安全ではなくて、乗る人の安全第一で（「もちろんです」と呼ぶ者あり）検討いただければ。運行の安全という言葉が出たのでちょっと引っかかったので、そこのお願いだけです。ありがとうございます。

理事長 ありがとうございました。ほかにご意見があれば。どうぞ。

委員 今回、令和8年度の在籍の人に向けてというふうなことだと思うんですけど、今現在、令和8年度の対象のバス停ということの認識でよかったです。

理事長 事務局。

事務局 今回お示ししております、例えば11ページの一番上、1号車と書いてあります。こここのバス停は、開校した5年間の生徒が利用するだろうというのを事前調査させていただきました。令和8年度の住んでいる子たちは実際どうかなというのをまず令和8年で確認したところ、例えば岩邑の1号車、岩の03というところは、実際ここ、ゼロ人です。ただし、今後5年間のうちには乗る子がおるということまで調査しておりますので、今回はゼロですけれども、将来的に乗る子たちも考えた上でのバス停とかルートにさせていただいている。

委員 ありがとうございます。それでいうと、私の子供は4年後に中学校に行くんですけど、そしたら、その5年間の保護者対象に相談窓口をつくってもらわないと、全く私たち蚊帳の外でして、どこのバス停になるよということとかも自分たちには下りてきてい状態で、令和8年度の子だけ聞き取り調査になっているんですけど、5年間のというふうであれば、5年分の人のを聞き取り調査しなきゃいけないんじゃないでしょうか。

- 事務局 今日は、まず5年間を見越しました。ただし、スクールバスの業者の確認は、実際、今、運行しているバスでも毎年乗る方々に確認して、じゃあ、ここから乗りましょうよというのを毎回やっていますので、もちろん、今回でこれが全てではなく、翌年についてはまた確認すると、このような形で対象となる子供たちの確認をさせていただきたいと思っています。
- 委 員 でいうと、その次の年のバス停が変わる可能性も考えていただけるということですか。
- 事務局 そうです。
- 理事長 ただいまの説明でよろしいですか。それでは、ほかにご意見は。
- 委 員 資料の3ページと4ページにスクールバス運行に関する考え方というのがよくまとめてあって、今の話で、8年度の途中でも見直しするよとか、それ以降についても見直しするよとか、きちんと考え方方がよくまとめてあって、行き当たりばったりではないなどいうふうに察しますし、今回提案していただいた停留所の位置についてはそれでいいんじゃないかなと思います。
- 理事長 ありがとうございます。
- 委 員 3ページのところで、一番最初のところ、学校行事の場合は運行するけどということで、ほかの運行はしないってことだったけど、これ、もし部活とかそういうのだったときは、ある程度、きちんと対応してもらえるか。
- 今、僕らでいうと、住民がやつとる里山バスに申し込んでもらって、下まで送り込んでもらう、という形の部分で、足がなかつたらバスを動かさなきやいけないというふうに思うんですけど、そんなような部分を、要はこれ学校専用のバスなんで、そういうことがあれば動かしますということにしないと、行けれへんのじゃないかなという気がするんだけど。
- 事務局 現在も、例えば恵那西中学校とか北中学校なんかでもスクールバスございます。実際、そういう部活動というか、例えば大会があるとか大きな行事があるというときには運行させていただいておりますので、それは変わらないということでおろしいかと思います。
- ここにちょっとお示しさせていただいたのは、夏休み運行するのかというご意見があったところに関しましてお示ししたということにさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 委 員 部活動は学校行事だと捉えているんですよね。
- 事務局 部活動に関しては、今後、文科省が示したように学校部活動から地域クラブへ移行する。休日、夜間については2026年度、平日については2031年度を目標にということがございますので、こういった体制の中で考えていくことになりますけども、部活動ではないという捉え方で今は考えています。
- 委 員 あんまり子供を放つたらかさないように、市全体のことだけど、外に出ちゃつたら知らんよというふうな形は、恵南だけじゃなくて（「そうですね。全体的に」と呼ぶ者あり）面倒見ていただきたいと思います。
- 委 員 すいません。
- 理事長 ありがとうございました。

理事長 Z o o mの方が質問があるそうですので。

委 員 いいですか。

事務局 どうぞ。

委 員 今回相談会等開いていただいて、すごいありがたかったという意見は聞いておるんですけど、その中で、相談に行った方に対して回答というのがいただけていないというようなお話を伺っておるんです。先ほども委員さんから話があつたと思うんですけど、やはり質問に対しての回答というものが、保護者たちはないというところが不安の解消ができないというところで、今回ルートが決定しました、理事会で承認しますという話になってきたときに、また不安材料になってくるんじゃないかなというふうに思っているんですけど、今回、相談者に回答はしていないというのはなぜでしょうか。

理事長 担当の方、よろしくお願ひします。

事務局 今のお話は、原則、会場でお答えできたものは皆様にお答えをさせていただいております。多分、ルートをこのようにしたらどうだというご提案があった方は、持ち帰って、どのルートにするのが一番最善かということで、多分そのときにはまた後ほどということになっておったかと思います。

今回、そのような案件がございましたのは上矢作のルートでございました。今回はその結果に基づきまして反映させていただいております。個別にはご報告させていただいた方もおりますが、ちょっと今のご質問——僕もどなたか分からなかつたもんですから。そこはどうですか。

事務局 ○○さんには電話でお答えをしています。

事務局 ということになりますが、よろしいでしょうか。

委 員 よく分からないですけど、はい。その場で解決しているものについてはその場ですけど、その場で解決していないものについては、皆さんご連絡はされているということですか。

事務局 今の私の説明した2点だと思いますので、それぞれの方々にはご報告はさせていただいております。

委 員 分かりました。○○さんという方については、私、ちょっと伺つていなかつたんで、すいません。

理事長 今、説明がありましたので、そのようなことでご理解をしていただきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

そのほか、ありませんでしょうか。どうぞ。

委 員 こここの3番、バスの運行に関する考え方の中で、バスが時刻表どおりに来ない場合の連絡などの方法についてというのが書かれているんですけど、もしもスクールバス自体が事故を起こした場合の対応というのはどこにも書かれていないんですけど、その点を明確にしていただけないでしょうか。

事務局 ご質問、どういったことでしょう。今の……。

委 員 例えば。

事務局 分かりにくかつたんですけど。

委 員 事故を起こした場合、どういうふうに対処するというのがないのかなと思って。

- 運転手さんが事故を起こした場合、どういうふうに対処をするのか。
- 事務局 今、例えば西中学校とか北中学校、スクールバスが運行しておりますけれども、事故を例えれば万が一起こした場合にどうするかという、まず人命救助、これは最優先に考えますので、例えばスクールバスの運転手さんが警察に電話したり救急車に電話したりとか、当然、教育委員会のほうにも連絡がありますので、対処させていただいております。私が着任してからは、そういうた大きい事故とかは一切ございません。
- 万が一起こった場合には、通常の我々の運転、車の運転するかと思いますけれども、それと同じ対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。
- 事務局 ちょっと追加で。もしそうなったときに、待っている人がどうなるかって、そういうことですよね。この時点で事故しちゃったので、だから、そこから後の子は分からへんもんで、何でバス来んのやみたいな、そういうことですよね。
- 委 員 ということもだし、例えば、親としても、事故が起きたことをすぐに知らせてもらえるのかとか。
- 事務局 そういうたところはもちろんお知らせすることになります。今日は、何々線のバスが今動いていませんという対応は当然保護者にはしますし、近々の例でいうと、事故に限らず、車の故障で動かないってこともあるんで、車の故障の場合は代わりの車をすぐに手配したり、最悪の話ですけども、市のマイクロバスを発車させて、その場所に向かって送迎をしてもらうというようなことも行いますので、まず、そうなると運転手から運行会社のほうに電話が入るので、連絡が入った後、そこからこちらに連絡が来ます。そういうたときに、いろんな方法で子供たちや保護者の皆さんには連絡をする。バス停で待ちぼうけを食らうようなお子さん方は、ほかの車を出してお迎えに行くというような対応になります。なので、多少はその場で待ってもらうようになるかもしれませんけど、そんなやり方で今現在もやっていますので、これは南中学校に限ったことではなく、恵那市全体でという、そういういう考え方。
- 委 員 そうすると、結局、3番のところと通じてくると思うんですけど、例えば保護者は仕事に行っちゃっています、子供には連絡を取れませんというふうになつた場合って、子供はバス停で待ちぼうけをするという。
- 事務局 ちょっとは待ってもらわなきやいけないですけど、30分、1時間待つってことはないようこちらが動くということです。
- 理事長 どうぞ。
- 委 員 その内容の運行管理規程は恵那市に存在はしているんですか。（発言する者あり）
- 理事長 事務局。
- 事務局 入っています。
- 委 員 じゃあ、それもちゃんと、保護者に説明するときにはその内容も、どこどこにこういうことがありますのでというような情報開示をしていただけたらなというふうに思いました。

ちょっとごめんなさい。話変わっちゃうかもしれないんですけど、本当、丁寧にやっていただきたいなというふうに思いますので、先ほどもちょっと意見ありましたけど、質問に対しては真摯に対応を、当たり前のことだと思いますけれども。ぜひ、そのようにやっていっていただければ。不安を持っている方、かなり多いと思いますので、今の中でもうすけれども、こういうところにちゃんと規程があって、それにのっとってやっていますと。それが不足しているのであれば、それを改訂して、直して、よりよいものにしていくというような対応で。これがもうあるから、それにのっとりますではなくて、今回、恵那南地区に当てはめたときに、それが本当に正しいのかとかマッチしているのかというところも見てやっていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひします。

理事長 ありがとうございます。ただいまたくさんの方の意見が出ましたので、これはまた大事にして、事務局のほうでやっていただきたいと思います。

それでは……。

委 員 もう一個だけ聞かせてください。（発言する者あり）

委 員 今の話にも通じるかもしれないんですけど、例えばこれって、今の時期、天候、大雪が降ったとか、上矢作・串原なんかの地区なんかは多分それでちょっと遅れたりとかはすると思います。遅れるのはいいんですけど、普通に着いている生徒さんたちというのは学校で遅れた子が着くのを待つのか、それとも、その授業を始めちゃっていて、後から遅れた人たちが合流するのかとかというのはどういうふうに考えておられるのかなというのをお願いします。

理事長 お願いします。

事務局 そういう事例、今までいろいろな学校でありますし、雪で授業が遅れるというようなことがあったりしたわけですが、基本的にはそのお子さんが来るまではちょっと自習みたいな形で待っていただいて、そのお子さんが来たところから授業を開始するような形であります。要するにバスは、全体が来ることなので、不可抗力のところがあるんで、そういうふうで授業がみんな同じ形でスタートできるように工夫していくような形でやっていくふうで現在も来ておるところです。

委 員 すいません、もう一個だけ。バスに普通に乗れる健康な子というか、乗っている子たちはいいかもしれないんですけど、中にはちょっとバスに乗っていられない子だったりとか、そういう障害抱えた子だったりとかもいると思うんですけど、そういう子たちの対応はどういうふうな感じですか。付添いの方は誰も一人も乗せないというような話を聞いていますけど、運転手さん一人でその辺は大丈夫なんですか。

事務局 今回お示しさせていただいたのは全体的な大きな計画であって、多分、そうすると個々のその子の特性に応じた症状は様々であろうかと思います。そこについては、その子に合った方法で通学できるようなことを個別に相談するしかないのかなと思っております。ここでこれだったらこれということはやはり決められないと思いますので、ここはまたご相談かと思っておりますので、そのよう

に対応していきたいと。

委 員 であれば、送迎バスの運行に関してといって保護者に出すときに、そういう個別で相談受け付けますということをきちんと書いておいていただけるとありがたいかなと思います。

事務局 また来年度、具体的に最終的に確認するとかシミュレーションするとかということを行っていきますので、その時点ではバスの運行の実際の業者も決めた中でいきますので、もっと細かく対応させていただきたいと思っております。

理事長 よろしいでしょうか。今、説明をしていただいたんですが。ありがとうございました。

ご質問がほかになければ、お諮りしたいと思いますが、課題ナンバー11、スクールバスの運行について、事務局提案のとおり承認される方は挙手をもってお願ひをいたします。

[賛成者挙手]

理事長 挙手多数ですので、事務局提案のとおり総会に提案させていただきます。

続きまして、報告事項に移ります。説明を願います。

総務部会長 課題ナンバー2 校歌の制定について、課題ナンバー5 制服・体操服・かばん・上履きについて、課題ナンバー6 閉校記念式典について、課題ナンバー7 開校記念式典について、以上の4つの課題につきましては、私ども総務部会で確認した内容で幹事会にてご承認いただきましたので、その内容について、一括で、事務局から説明します。

事務局 事務局から、説明をさせていただきます。

理事長 お願いします。

事務局 レジュメのほうの5ページと書いてあるところからになりますので、資料のほうをお開きください。

課題ナンバー2、校歌の制定についてです。

歌詞に入れたい言葉を子供から聞く、対象、小学校4から中3ということで、各学校を通じて配布・回収ということに最初のほうはしておったところなんですが、やっぱりちょっと歌詞だけではなかなか苦しいところもあると。やっぱりそれがいろんな、もう少し広い、利用目的を校歌に限らない形に変更ということで、校歌の制定については、新しい中学校に望むこと、新しい中学校に引き継ぎたいことということで、小学生の子供たち、中学生、それから中学校を卒業する、南中学校には入らないんですが2年生、3年生に、子供たちとして学校に何を望むかというところ、学校と相談をしながらこういったアンケートの形式にまとめて、今後、i Padのほうを使って子供たちの意見を集約していくことを考えております。

それで、7ページのところ、校歌の制定についてを御覧ください。

これまで令和5年度より、作詞作曲を誰に委託するのかということで、いろんな意見を聞きながら、部会等で提案をしたり、ご意見をいただいたりしてきました。橋本先生から岡田さんまで、こういったお名前が具体的には出てきたんですが、前回、理事会の中で、事務局のほうで原案を作つていこうということ

でお話をいただきましたので、事務局のほうでいろいろ原案のほうをどの方がいいかということで考えまして、総務部会のほうにも提案させていただきました。それが8ページになります。

事務局としては、恵那南地区にゆかりのある人ということで、岡田如実さん、山岡町出身のソプラノ歌手の方を候補として交渉に入りたいと考えています。選定理由としては、恵那南地区の出身者で、山岡小・中学校の卒業生の方です。恵那南地区のことをよく知っておられます。それから、声楽家として活動する傍ら、合唱指導においても実績のある方です。それから、恵那高校の合唱部の指導、市内でのコンサートなど市内での活動実績も多い方ですので、この方にお願いをしようということで動いていきたいと考えています。

続いて、9ページのところです。

制服・体操服・かばん・上履きについてです。

南中学校の制服については、総務部会のほうで皆さんの意見を何度も何度もお聞きし、それから議論を重ねる中で、1番から8番のところを決定事項として確認をしました。

- ①恵那南中学校の指定制服を着用することとする。
- ②多様性への配慮を考慮した制服とするため、ブレザータイプとする。
- ③ブレザーは紺色の指定ブレザーとする。
- ④夏服及び冬服のアンダーウエアは白のカッターシャツとする。
- ⑤ネクタイ、リボンは着用しない。
- ⑥ボトムスは性別関係なくスラックスとスカートが選択できるものとする。また、夏冬兼用素材のものを採用することとする。
- ⑦新2、3年生はこれまでの制服も可とする。新1年生においても、譲り受けた制服の着用を認める。
- ⑧普段の登下校は体操服も可とする。入学式、卒業式等の式典、校外学習、考查テストの日は制服を着用するということで、決定事項を踏まえながら、10ページのところです。

ボトムスの案を総務部会で3案に決定をしました。別途の資料の中で、ボトムス、制服デザイン、ブレザーということで、ここに案があります。カラー刷りのものがお手元のところにあるかと思うんですが、部会のほうで選定をいただきました3つです。緑色のような柄のもの、それから赤やグリーンのラインが特徴のもの、それからライトグレーベースのもの。ドアの向こうのところに制服や何かが置いてあるかと思うんですが、あれになります。これを決定していただきました。

それで、今後ですが2月以降、児童生徒、保護者、こども園の保護者によるアンケートを取り、最多得票のものを部会案として決定をしていきたいということで考えております。

ボタンです。制服のこのボタンが2つあるんですが、これについては数案をサポート業者から提案をしていただいて、これもまた校章含めて、校章のときと同じ時期のあたりでアンケートを取って、最多得票数のものを部会案として

決定していきたいと考えております。

めくってください。11ページになります。

体操服についてです。

体操服についても、総務部会のほうで、かなり多くの案の中から選んでいただきました。4案に選んでいただきました。

先ほどのカラー刷りのものが同じようにあるかと思うんですが、ここに載っております。候補デザイン1が、ここにゴールドのちょっと太い筋のあるもの、それからもう一つがネイビーの太い筋があるもの、さらにちょっとめくってください。今度は、ゴールドですがすごい細い線のもの、それから今度は、ブルーですがちょっと細い線のもの、この4つの案に総務部会のほうで案を決定していただきました。これについても2月以降アンケートを取って、最多得票のものを部会案として決定をしていきたいと考えております。

かばんについてです。

現在、山岡中、明智中、串原中で使用しているかばんを採用していきたいと考えています。ただ、新2、3年生については、1年生のときにかばん買っていますので、譲り受けたかばんでも可とするという方向で認めていきたいと考えています。

上履きについてです。上書きと体育館シューズは同一のものとして、2つの靴を買わなくともいいようにしていきたいというふうで考えています。体育のときに上履きそのまでできるような形でいきたいと思います。したがって、ひもで結ぶタイプのシューズで、防災等も考えながら、安全に学校生活が送れるように、万が一のときも安全が配慮できるようにということで考えています。

続いて、課題ナンバー6、12ページです。閉校記念式典についてです。

儀式としての閉校記念式典については、各学校、教育委員会で記念式典を執り行う方向でいます。それから、学校、地域のための閉校の記念事業等、これについても予算を確保した上で、閉校記念事業の内容運営については各学校、地域を中心に検討を行って進めていきたいというふうで考えています。

13ページを御覧ください。ナンバー7です。開校記念式典についてです。

これも儀式になりますので、儀式として開校記念式典のみを行います。教育委員会及び5校の校長にて内容を決めて、教育委員会にて執り行う予定でいます。総務部会の報告事項については以上になります。

理事長 それでは続きまして、環境部会、お願いします。

環境部会長 それでは、課題の14と15です。

まず、PTAの組織運営ですが、新しい学校になったときに、この組織が必要かどうかというような議論から入りました。最終的に、必要であろうということで、令和8年度開校当初のPTAに当たられる方にいろいろやっていただきたいということで、今、令和6年度ですが、次の次の、開校する令和8年度のPTAの在り方を検討する方々を今月中に選んでくださいということで、各地区へお知らせをして——今、メンバーはもう全て出ました？（「まだ」と呼ぶ者あり）まだだそうですが——ということで、そのメンバーの方々たちに委ね

ていきたいというようなことを思っております。

それと、課題の15の学校運営協議会、これも今の恵那南地区の各地区で、それぞれ構成メンバー等の充て職といいますか、考えておられる方々が違つておるよということもありますので、新しい学校をどう運営していくかという校長先生といいますか、学校側のことにもなろうかと思いますので、これについても部会のほうでは、こうした提案といいますか、お示しをするという段階にとどまっています。

詳しくは事務局のほうからお願ひします。

事務局 では、PTAのことにつきましては、資料の3としてあるもので説明させていただきます。

環境部会のほうで議論した結果をまとめたものになります。順番に行きます。

1番のPTAの必要性ということは、いろいろご意見を踏まえて、最終的に保護者と学校をつなぐ役割としては必要であるという認識で決定いたしました。

2番の活動をどうするか、これもいろんな意見を踏まえまして、最終的には、やっぱり具体的な活動は実際に令和8年度のPTA活動を実施していく当事者でないと、今、こんな活動だなんてことはやっぱり決められないので、このときに決めていただくしかないというところです。

1枚めくっていただきまして、裏面、3番のどんな予算でもってということで、ここにも先ほどの活動はどういうことを行うのかという議論があつて必要な予算ということになるので、これも新たなPTAで検討していただこうということです。

では、4番で、どんな組織にするのかというところです。まとめは4つほどあります。

1つ目は、組織運営のために必要な役員は必ず置いていこうと。

そして2つ目が、地域を代表した役割はやっぱり必要ですよね。今回は5つの地域から集まるということですので、それぞれの意見を吸い上げていきたい。

そして、まとめの3で、ほかの役員については、やっぱり活動をどうするかを考えた上で考えようかということです。

そして4番目は、役員が、やっぱり負担が集中しない仕組みを考えていきたい。例えば串原と岩邑では保護者の数が違う、じゃあ、どうしようかと、そういうところの負担も考慮しなきゃいけないよねということです。

そして、5にあります最終的なまとめになります。現在の令和6年度のPTA役員に依頼して、恵那南中学校のPTA検討チームを、メンバーを寄せて、そこで選定してもらうという方法取りました。四角く囲つてあります令和7年度の各中学校のPTA役員から、まずお一人ずつ選びましょうよ、それにプラスして令和8年度にPTAの役員の暫定候補、恐らくこの方にもうやってもらうしかないよという方々を一人ずつ選んでいただく、こういう10名から成るメンバーで、来年度、ですから令和7年度に、学校側の代表者とともにPTAの組織運営について具体的に協議を行つていただくということで進めるというふうでいくということにさせていただきました。

もう一つの課題の15、学校運営協議会は、もう一つの資料の4を御覧ください。学校運営協議会は地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映させるための協議、または基本方針の承認を行う、学校運営の強化を図る、こういうような組織で、現在も各中学校にあります。

活動の内容は、学校の経営構想や学校の教育目標、または目指す学校像に基づきまして地域と共にある学校としての活動を推進するということで、まず部会の中では、どんなことを実際やっているのという市内のほかの学校の実例を参考とすることで、環境部会の中で学校運営協議会はどんな役割なのかという共通理解を図らせていただきました。

そのことから、大きな矢印の下のほうにあります、学校の経営構想や教育目標などが立案されることによって、実際の学校運営協議会の仕組み、どんな人たちでどんなことするのかということが成り立つてくるということから、一番下に書いてあります星印のところです。まずは、学校側でどんな活動をどんな組織で行うのか提案してもらう。その提案を基に、部会でもう一度判断していくという進め方として、令和7年後に具体的に立案して、それを基に環境部会で確認協議していくという流れにさせていただくことでまとめさせていただいております。

環境部会からの報告は以上2件です。

理事長 ありがとうございました。それでは、教育部会のほう、お願ひいたします。

教育部会長 では、教育部会は、最後の課題17です。

学校行事の中で、令和8年度の宿泊研修、3年生は修学旅行、2年生、1年生はそれぞれ宿泊研修がありますが、今現在、行われている5校の研修をすり合わせて、このような形にまとめています。

早くしないと宿等の予約が取れないので、早いとは思いますが、このように案を出して進行しておるところです。以上です。

理事長 ありがとうございました。事務局のほうで。

事務局 よろしくお願ひいたします。事務局から補足で説明させていただきます。

前の画面にありますように、令和8年度の恵那南中学校の宿泊研修としましては、今、校長先生からも話がありましたけれども、今の5校のそれぞれの研修先、そういったところを踏まえながら、やはり今、各学校が持っている宿泊研修のノウハウのようなものを生かせる研修先にしたいというような思いです。そういったところから、このような、3年生で東京の2泊3日、2年生では海の研修で1泊2日、1年生は山ということで旭高原自然の家の1泊2日という方面で調整をさせていただいております。

そして、時期として、大きな行事との重なりがなくなるようにということで、3年生が6月初旬、2年生が6月下旬、そして1年生が5月下旬ということで調整ができるようにということで、案のほう出させてもらって承認のほういただいているところです。

また、部会の中では、今まで5校が関わっていた旅行会社さん、そういったところが、やはりつながりを大事にするというところでも、優先して声をかけさ

- せていただきたいというようなことも行ってくださいといふこともご意見としていただきましたので、そういったことも含めて、今、旅行社さんの見積り等も取って仮契約のほうをしているというところになります。補足以上になります。
- 理事長 ありがとうございます。報告につきましては、引き続き、各専門部会にて検討を続けていただきたいと思います。よろしくお願ひします。
- それでは、予定の議題につきましては終了しましたので、司会を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございます。
- 委 員 1個お願いがあるんですけど、PTAの方についても、今後、保護者、子供たち全員に関わってくることなんんですけど、私たち保護者に向けての教育委員会さんたちの説明って1回しか行われてないので、そういう説明会を何度かやつてもらいたいとかはできないんでしょうか。
- 事務局 今、保護者説明会ということで。  
先ほど、○○先生から説明いただいたように、今、令和8年4月開校に向けて、例えば統合に関するような地域住民からの意見をいただくという段階ではないので、例えば住民説明会、そういったものについては、いろんなところで開催する予定はないですが、ただ、保護者説明会につきましては、令和7年の秋ぐらいに各学校ごとに説明会のほうは行う予定であります。  
というのは、例えばスクールバスだとか制服だとかかばんの件、こういったようなものいろいろあるので、まずは開校に向け必要となる説明をこの秋に行う予定でおりました。皆さん、全員を集めてではなくて、いろんな意見あると思いますので、各学校ごとに行う予定であります。  
また、参考までにですけれども、2月1日号の広報えな、同時配布で、また学校統合準備室のたより、第3号になりますけれども、そういったものも全戸配布しています。そういうものも確認をしていただいて、またご意見、そういうものについては、ご協力いただければ検討していきたいと思いますけど、よろしくお願ひします。
- 委 員 やっぱりもう5町なんで、5町まとめていただきたいかなというのが何人かの保護者の方にも言われているし、保護者のガス抜きということができていないんですね、全然。申し訳ないんですけど。ただ単に淡々と進められているよねという状態なので、もうちょっと歩み寄ったり寄り添ったりしていただけると、皆さんの気持ちがついていかないんじゃないかなというのが今の現実としてあります。（発言する者あり）
- 委 員 各学校のPTAからの声かけという形で、そういった機会を設けていただけますかという相談はさせていただいてもよろしいですか。
- 委 員 もちろん今言われたみたいに、みんな集まってやるというのもすごく大事なことだと思いますし、ガス抜きとか、地域というのを考えると、学校単位で、まずはそこから始めて、さらに大きくしてくというのがいいと思います。全てを教育委員会さんたちに任せるとかんじやなくて、やっぱりここに座っているPTAの役員たちも一緒になって動かなければいけないことだと思いますんで、ぜひみんなで協力してやっていきたいと思いますので、またそこら辺もよろし

- くお願ひします。
- 理事長 どうぞ。
- 委 員 すいません。2点だけ確認したいことがありまして、PTAの役員の候補メンバーですけれども、ここ、全部保護者ですよね。PTAですよね。Tが入っていらないみたいなんんですけど、ここは問題ないでしょうか、検討メンバーの中に。部会でやるということだったんですけど。
- 理事長 事務局、お願ひします。
- 事務局 先ほど、説明最後に、ここには書いていないんですけども、令和7年度に学校側の代表者と共に検討していくということでご説明させていただきましたし、関係部会のほうでもそのような方にと理解していますので、一緒になって検討させていただきます。
- 委 員 すいません。最後に一点だけ。
- 環境部会の資料、すごく分かりやすくて、僕、すごい好きだなと思ったんで、ぜひ総務部会も同じようにしてほしいなど。これは要望です。
- (「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)
- 理事長 ありがとうございます。それでは……。
- 委 員 もう一つ質問ですけど、12ページ、体操服についてアンケートをとって最多得票数のものを部会案として決定するというふうにあります。体操服については、校名とか校章を入れるか入れないかということが一つポイント、問題になってくると思うんです。子供たちに、あなたの背中に学校を背負いなさいといって校名は入れるちゅうようなふうにしてきましたけど、それ、ちょっとまた今後話し合ってもらいたいなと思います。
- かばんについては、現在、山岡中、明智中、串原中で使用しているかばんとありますけど、どんなかばんか。もしあれなら、写真か何か入れてもらえると分かりやすいな。どういうよさがあるか。（発言する者あり）
- 上履きについては、上履きと体育館シューズを同一とするというんだけども、これって本当に可能ですか。
- 事務局 今、校長先生方の校長会のほうでお願いをしてあって、校長先生方にもご議論いただきました。そこの中で可能であるということでお話を受けて、今、校長先生方のほうでそちらの方向で進めていただくということでご意見を伺っております。
- 委 員 一般論として、体育館で体育をするための体育館シューズなんで、ワックスが違いますよね、まず体育館のワックス。滑らないようにしていて、教室のワックスよりもかなり高いワックスで、そしてそのワックスと教室が混じらないようにするというのが原則だと思います。ですから、もしこれが可能ならいいですけど、そういうことが可能かどうかということについてちょっと配慮をお願いしたい。
- 事務局 市内の学校の中では、もう既にそういったことで運用されている学校がありまして、そういうふうで体育館の中でその靴で体育の授業やって、それから普段の授業もそれを履いている学校がありますので、可能であるというふうで考え

て、校長先生方もその方向で動いていただいているということで理解しています。

委 員 それともう一つ、その下にある閉校記念式典について、2立てでやるというような方向だと思うんですけど、下にある学校、地域のための閉校記念事業は、閉校記念事業の内容、運営については、各学校、地域を中心に検討を行うというふうに丸投げしていただいてありがとうございます。

現実的には、これ、できないと思います。何でかというと、統合準備委員会が学校単位の統合準備委員会じゃないからです。いろんなやり方はあると思いますけど、例えばこういう理事会とか総会が終わった後に各学校ごとに統合準備委員の人たちが集まって、何か話し合う、今日の反省したりということかわからないけど、そういう地域の統合準備委員会というのはないんですよね。ですから、学校、地域を中心にというふうに言われても。

委 員 閉校記念式典は式典としてやる、閉校記念事業については、各学校、地域が中心と言う事で、これは各学校の運営協議会を中心とした、統合準備委員会とは別立てでやる流れです。

委 員 それならいいんですけど。（発言する者あり）

委 員 私も現在、明智中学校の校長先生から、どういう閉校式をやろうと、記念行事をやろうというような依頼を受けていますんで、それぞれ地区でそういう依頼があると思うんで、そこで詰めていただければと思います。

事務局 この件で、いろいろ心配もあるかと思います。実は、どうしてもやっぱり振興事務所のほうもここに関わっていただきなければ進みませんので、そこに関しては少し協力依頼をしてあります。学校と、例えば学校運営協議会、自治区の運営協議会、これを結ぶ役というのがやっぱり振興事務所の所長になりますので、その辺も依頼をかけてお願いをしたところ、皆さん、やりましょうというようなお言葉もいただいたので、そのように進めていきたいなというふうに思っています。もちろん教育委員会知らないというものじゃありませんので、よろしくお願ひいたします。

事務局 よろしいでしょうか。

理事長 事務局、よろしくお願ひします。

事務局 すいません。先ほど、かばんについてご意見いただきましてありがとうございました。本日もかばんのサンプルそのものを外に制服と一緒に並べておりますので、もしよろしければ帰りに見ていただければと思いますのでお願ひいたします。

理事長 ありがとうございました。もう、ほかに……。

委 員 すいません。さっき、閉校記念式典のところで、学校運営協議会を中心と言っていたんですけど。（「閉校式典じゃない。事業」と呼ぶ者あり）閉校記念事業についてというのを言っていたんですけど、実は自分の子供とかは上矢作中学校に通いたいんだというふうに言っていたので、子供たちも含めて、そこにそういう事業、自分がやるんだったら、子供たちのための学校だったので、そういう子供たちもその中に入れて、そういう事業として考えていただけたら

いいかなと思います。

委 員 今おっしゃっていただいた、やっぱり一緒にやってはどうかと思います。

委 員 やっぱり小学生の子たちも、その中学校に行きたかった子たちもいるので、その子たちも含めて、みんなでやれるような形にしてほしいなと思います。その意見は、子供たちの意見も聞いてあげたらいいかなと思いました。

理事長 貴重な意見もたくさんありがとうございましたが、それでは予定の議題につきまして終了しましたので、事務局に戻したいと思います。

事務局 ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから連絡をさせていただきます。

本日の理事会で承認されました2つの事項につきましては、2月7日金曜日に開催を予定しております総会にて報告をいたしますので、よろしくお願ひします。（発言する者あり）失礼しました。1点ですね。1点につきましては、総会のほうに報告をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

最後に、岡田教育長から一言いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

教育長 本日はありがとうございました。各委員さんからいただいたご意見、特に、もうあと1年ということですので、本当に時間を大切にしながら、進めるところを進めていきながら、でも丁寧に。それから、まだまだ、大きく変えるということはないんですけども、アイデアを取り入れていきながら、よりよいものにしていきたいなということを思っています。

また、委員さんそれぞれで、もちろん先ほど地域の声とかということもありましたけれども、委員さんの中でそういう声が聞かれましたら、また教えていただければなということを思っています。

また、まだまだ理事会とか総会等、何回か開いていかなければならぬということになると思うんですけども、ぜひお力を貸していただいて、いい学校をつくりていきたいなということを思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

事務局 それでは、これをもちまして、統合準備委員会、第8回の理事会を終了いたします。皆様、お気をつけてお帰りくださいませ。ありがとうございました。